

輪島市監査公表第 17 号

地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、
同条第9項の規定に基づき次のとおり公表します。

平成25年10月16日

輪島市監査委員 渕 良 作



輪島市監査委員 中 山 勝



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成25年10月4日（金）企画課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 渡良作

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成25年度監査資料（平成25年4月から8月まで）及び平成24年度関連分の監査資料を中心に、担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

- 10周年を迎える能登空港利用促進事業については、修学旅行片道助成、地元住民への能登空港利用促進助成、世界農業遺産認定の情報発信等の成果で、搭乗率62パーセントの目標を現在7.2ポイント上まわっていることが伺われた。また、今年度、輪島市と鶴見区が友好交流協定を締結されたことにより、輪島市のPR・禅の里促進、誘客利用促進が図られ、今後においては、多々の企画の実施が予想される。両都市及び住民相互の友好関係を増進し、両都市が一層発展することを目指し、能登空港利用促進につながることを望む。
- 過疎集落等自立再生緊急対策事業については、能登定住・交流機構のサポートにより、能登への移住・定住、能登ゼミの取り組みが伺われた。また、空き家等の環境整備を行うことにより輪島に住みたいと云う体制が出来ることを願い事業を進める姿勢が伺われた。本市の課題である定住者の減少に歯止めをかける一つの事業として、オール輪島市で取り組まれたい。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。